

## 政令第五十四号

### 地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに同法附則及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の二十三」を「第三十五条の二十二」に改める。

第三十五条の八第一項中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第三十五条の十九第一項中「第七十二条の百十四の」を「第七十二条の百十四第一項の」に、「第三十五条の二十一第一項」を「次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項」に改め、「合算額」の下に「十七分の十」を加え、「第七十二条の百十四第三項に規定する額をいう」を「第七十二条の百十四第四項に規定する各道府県ごとの消費に相当する額をいう。次項において同じ」に、「応じてあん分し」を「応じて按分し」に、「あん分した」を「按分した」に、「第七十二条の百十四第二項」を「第七十二条の百十四第

三項」に改め、「金額をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第四項中「第一項」を「第一項又は第二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 道府県は、法第七十二条の百十四第二項の規定により地方消費税の清算を行う場合には、前項の表の上欄に定める期間内に当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の七に相当する額を、各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する金額を他の道府県に対し、同表の下欄に定める月にそれぞれ支払うものとする。

第三十五条の二十第一項中「第七十二条の百十四第三項」を「第七十二条の百十四第四項」に改め、同条第二項中「第七十二条の百十四第三項に規定する当該」を「第七十二条の百十四第四項に規定する当該」に改め、同項第二号中「第七十二条の百十四第三項」を「第七十二条の百十四第四項」に、「前項」を「前項第二号」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項第三号中「前項」を「前項第三号」に、「あん分

して」を「按分して」に改める。

第三十五条の二十一第一項中「第七十二条の百十五」を「第七十二条の百十五第一項」に、「同条第一項」を「同項」に、「本条」を「この条」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項の表中「合算額」の下に「の十七分の十」を加え、「本表」を「この表」に、「第三十五条の十九」を「第三十五条の十九第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第一項又は第二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 道府県は、毎年度、法第七十二条の百十五第二項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付月の十日までに、当該下欄に定める額を同条第一項の人口で按分して得た額を交付する。

交付月	交付月ごとに交付すべき額
六月	前年度一月から前年度三月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条

	<p>の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の七に相当する額に、第三十五条の十九第二項の規定により五月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により五月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額</p>
<p>九月</p>	<p>四月から六月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の七に相当する額に、第三十五条の十九第二項の規定により八月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により八月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額</p>
<p>十二月</p>	<p>七月から九月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の七に相当する額に、第三十五条の十九第二項の規定により十一月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により十一月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減</p>

	額して得た合計額の二分の一に相当する額
三月	十月から十二月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の七に相当する額に、第三十五条の十九第二項の規定により二月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により二月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額

第三十七条の十六第一号中「按分<sup>あん</sup>して」を「按分して」に改める。

附則第六条の十三中「第三十五条の十九第一項」を「第三十五条の十九」に、「同項中」を「同条第一項中」に、「第七十二条の百十四」を「第七十二条の百十四第一項」に、「第三十五条の二十一第一項」を「次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項」に改め、「一月まで」との下に「、同条第二項中「法第七十二条の百十四第二項の規定」とあるのは「法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される法第七十二条の百十四第二項の規定」と、「当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」とあるのは「当該道府県に法第七十二条の

百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額」とを加える。

附則第六条の十四中「第三十五条の二十一第一項」を「第三十五条の二十一」に、「同項中」を「同条第一項中」に、「第七十二条の百十五」を「第七十二条の百十五第一項」に、「第三十五条の十九」を「第三十五条の十九第一項」に改め、「一月までの間」との下に「、同条第二項中「法第七十二条の百十五第二項の規定」とあるのは「法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される法第七十二条の百十五第二項の規定」と、同項の表中「前年度一月から前年度三月までの間」とあるのは「前年度二月から四月までの間」と、「収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」とあるのは「法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額」と、「第三十五条の十九第二項の規定」とあるのは「附則第六条の十三の規定により読み

替えて適用される第三十五条の十九第二項の規定」と、「四月から六月までの間」とあるのは「五月から七月までの間」と、「七月から九月までの間」とあるのは「八月から十月までの間」と、「十月から十二月までの間」とあるのは「十一月から一月までの間」とを加える。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(地方税法等改正法附則第四条第三項第五号に規定する政令で定めるもの)

第二条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の

一部を改正する法律(次条において「地方税法等改正法」という。) 附則第四条第三項第五号に規定する

政令で定めるものは、消費税法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第五十六号) 附則第五条

第五項(同令附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項及び第十三条第二項において準用する場合

を含む。)の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二条第一

項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)及び同令附則第五条第六項の規定の適用を受ける課税仕

入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。）とする。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この政令による改正後の地方税法施行令（以下この条及び次条において「新令」という。）附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算又は交付について適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用については、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第一項中「法附則第九条の十五」とあるのは「法附則第九条の十五及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この項及び次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において「地方税法等改正法」という。）附則第六条後段」と、「



法第七十二条の百三第三項」とあるのは「法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において「旧地方税法」という。）第七十条の百三第三項」と、「及び法附則第九条の六第三項前段」とあるのは「並びに法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第三条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段」と、「法第七十二条の百三第一項及び法附則第九条の十四第一項」とあるのは「法第七十二条の百三第一項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第一項並びに法附則第九条の十四第一項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の十四第一項」と、同条第二項中「法第七十二条の百三第三項」とあるのは「法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項」と、「及び法附則第九条の六第三項前段」とあ

るのは「並びに法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段」と、「同項後段」とあるのは「法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段」と、新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十条の二十一第一項中「法附則第九条の十五」とあるのは「法附則第九条の十五及び地方税法等改正法附則第六条後段」と、同項の表中「法第七十二条の百三第三項」とあるのは「法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項」と、「及び法附則第九条の六第三項前段」とあるのは「並びに法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段」と、「同項後段」とあるのは「法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段」と、「法第七十二条の百十三第一項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第

一項並びに法附則第九条の十四第一項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の十四第一項」と、同条第二項の表中「法第七十二条の百三第三項」とあるのは「法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項」と、「及び法附則第九条の六第三項前段」とあるのは「並びに法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段」と、「同項後段」とあるのは「法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段」とする。

第四条 施行日から平成二十七年三月三十一日までの間における新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条

の二十一第一項の表中「十七分の十」とあるのは「十二分の十」と、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第二項の表中「十七分の七」とあるのは「十二分の二」とする。

(予算決算及び会計令の一部改正)

第五条 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「百分の二十九・五」を「百分の二十二・三」に改める。

(予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の規定は、平成二十六年以後の年度における財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条に規定する剰余金について適用し、平成二十五年以前年度の年度における同条に規定する剰余金については、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)

第七条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二百十条の十二第一項中「第七十二条の百十五第一項」の下に「及び第二項」を加え、「という。」

及び」を「という。」並びに」に改める。

（所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正）

第八条 次に掲げる政令の規定中「百分の一」を「百分の一・七」に改める。

- 一 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百八十二条の二第六項
  - 二 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第百三十九条の四第六項
- （所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正後の所得税法施行令第百八十二条の二第六項の規定は、個人が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「経過措置対象課税仕入れ」という。）を除く。）及び個人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、個人が施行日以前に行った同項第十二号に規定する課税仕入れ（経過措置対象課税仕入れを含む。）及び個人が施行日前に同項第二

号に規定する保税地域から引き取った同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 附則第八条の規定による改正後の法人税法施行令第三百三十九条の四第六項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「経過措置対象課税仕入れ」という。）を除く。）及び法人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、法人が施行日前行った同項第十二号に規定する課税仕入れ（経過措置対象課税仕入れを含む。）及び法人が施行日前行った同項第二号に規定する保税地域から引き取った同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

## 理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方消費税の清算の方法及び地方消費税の市町村に対する交付の方法について所要の規定の整備を行う等の必要があるからである。